



RAKUWA
lecture of health

第136回 らくわ健康教室 介護版

2013年2月27日



ヘルパーの仕事って何?

～知って納得・豆知識～

介護支援部 介護事業部
訪問介護・訪問入浴統括 課長 介護福祉士 宮田 洋子



子どもたちのために、未来へ…

洛和会ヘルスケアシステム®

洛和会丸太町病院 洛和会音羽病院
洛和会音羽記念病院 洛和会みささぎ病院



RAKUWA
lecture of health

ヘルパーの仕事って何? ~知って納得・豆知識~

京都市は、高齢者お一人おひとりが自らの意志に基づき、住みなれた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」を実現するために、「京都市民長寿すこやかプラン」を策定しています。「訪問介護の充実」は、その柱の一つです。

介護保険の対象は、二つに大別されます

介護保険の対象となる方
第1号被保険者 (65歳以上の方) ★寝たきり・認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常生活 動作 に介助が必要 ★家事などの日常生活 行為 に支援が必要
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満) 医療保険に加入されている方対象 初老期における認知・脳血管疾患など「 老化に伴う病気(特定疾病) 」が原因で介護・支援が必要な方

サービスを受けるためには 要介護認定が必要です

お近くの「相談窓口」に申し出てください。

◆要介護認定を受けた場合、「要支援」と「要介護」に大別されます。

- 要支援1または2と認定された場合**
→介護予防サービスが利用できます。
- 要介護1~5と認定された場合**
→介護サービスが利用できます。

介護予防サービスは「“できること”を増やし、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らすこと」をめざします。

介護予防サービス たとえば①

要支援の認定をお持ちの方から「最近足腰が弱くなったため、外出することがおっくうになり料理や掃除、洗濯がつかなくなってきました」とサービスの希望があったら…。

要請を受けて、地域包括支援センターの職員がご自宅に伺い、ご本人と相談のうえで「ケアプラン」を作成します。ヘルパーはそのプランに沿った計画を立てて援助を行います。ヘルパーがお手伝いすることで、ご本人の意欲を引き出し、自分でできることを増やし、自立した生活が送れるようになることをめざします。

自立した日常生活を 営めるように支援

ヘルパーがお手伝いすることで、ご本人の意欲を引き出し、自分でできることを増やし、自立した生活を送れるようになります。



利用者さま

- 掃除道具の準備・片付け
- できる範囲の掃除

利用者さまの能力を最大限活用できるような方法によるサービスの提供を行う。



介護予防サービス たとえば②

「長く立っているのがつらいの…」 「手に力が入らないの…」 「一人だからやる気がでてこないの」と援助を求められたら…。

利用者さまの能力を最大限活用できるような方法によるサービスの提供を行う。

利用者さまが行うこと

- ★献立を考え材料の準備
- ★簡単な下ごしらえ（皮むきなど）
- ★味付け
- ★盛り付け
- ★後片付け



ヘルパーが行うこと

- ★準備された食材・決められた献立の調理を行います
- ★盛り付けの準備
- ★後片付け



介護サービスは、要介護認定を受けられた方が「可能な限りご自宅で暮らせることを目標に、能力に応じ自立した日常生活が送れるように、入浴や排泄、食事などの身体介護や、生活全般にわたる援助」を、ケアプランに沿って行います。

身体介護には、排泄介助や、更衣介助（着替え）、移乗・移動、食事介助などがあります。

生活援助とは、調理や洗濯、掃除などの家事援助を受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる要介護者に対して行うサービスです。

生活援助を利用するには条件があります。

生活援助を利用できるのは

- 利用される方が一人暮らし
- 利用者さまのご家族が障害や疾病などの場合
- 利用者さまの、ご家族が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事を行うことが困難な場合



介護保険の対象とならないサービスもあります

- **ご本人以外**の部屋の掃除など、ご家族のための家事
- 日常生活に差し支えがないもの
庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても日常生活に差し支えがないもの
- 日常的に行う家事の**範囲を超える**
 - ・ 家具・電気器具などの移動、修繕、模様替え
 - ・ 大掃除など普段はやらないような家事
 - ・ 正月、節句などの特別な手間を掛けて行う調理

ご理解ください

介護予防サービスや介護サービスは、利用される方の身体状況などに合わせ、その方が必要なサービスを受けられるようにプランが立てられており、皆さまが同じサービスを受けられるわけではありません。状況が変わられ、サービス内容の変更を求められる際は、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーにご相談ください。

ヘルパーが何でもやってしまう方がお互い楽に思えるかもしれませんが、その結果、サービス本来の目的が損なわれるようでは逆効果です。

おわりに

超高齢社会のわが国で、介護予防サービスや介護サービスの需要は増えていますが、ヘルパーの人材は不足しています。「いつもの担当のヘルパーが来ない」こともあると思いますが、少ない人材のなかで手配・調整をしているため、別のヘルパーを派遣せざるを得ない場合もあることをご理解ください。

とても大切な仕事ですので、洛和会ヘルスケアシステムの介護支援部では、ヘルパーを増やす努力を続けています。利用される皆さまもヘルパーの仕事へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

